

民法 Chapter 27

Date
/Date
/Date
/

弁済及び相殺に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 取引上の社会通念に照らして債権の受領権者としての外観を有するものに対する弁済は、弁済者が善意であれば、過失があったとしても、有効となる。
- 2 物上保証人が抵当権の実行を受けた場合、債権者の承諾がなければ債権者に代位することはできない。
- 3 消滅時効期間の経過した債権が、その期間経過以前に債務者の有する反対債権と相殺適状にあった場合であっても、消滅時効期間の経過した債権を有する債権者は、相殺をすることができない。
- 4 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務の債務者は、原則として、相殺をもって債権者に対抗することができない。
- 5 債務者が債権者と合意して、債権者に対し本来の債務の弁済に代えて自己が所有する土地を譲渡した場合、債務消滅の効果は、原則として代物弁済契約の意思表示によって直ちに生じる。

正解

4

[債権の消滅] 弁済・相殺

1 妥当でない

民法478条は、「受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。……）以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。」と規定している。

2 妥当でない

民法499条は、「債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。」と規定している。したがって、**抵当権の実行を受けた物上保証人は、債権者の承諾がなくても、債権者に代位することができる。**

3 妥当でない

民法508条は、「時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、その債権者は、**相殺をすることができる。**」と規定している。

4 妥当である

民法509条柱書は、「次に掲げる債務の債務者は、**相殺をもって債権者に対抗することができない。**ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときは、この限りでない。」と規定し、同条1号は、「**悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務**」を掲げ、同条2号は、「**人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務**（前号に掲げるものを除く。）」を掲げている。

5 妥当でない

代物弁済による**所有権移転の効果**は、原則として**当事者間の代物弁済契約の意思表示**によって生ずる（最判昭57.6.4）。これに対して、**不動産所有権の譲渡をもってする代物弁済による債務消滅の効果**は、単に当事者がその意思表示をするだけでは足りず、**登記その他引渡行為を完了し、第三者に対する対抗要件を具備したとき**でなければ生じない（最判昭40.4.30）。

以上により、妥当なものは**肢4**であり、正解は**4**となる。